

所管部課名	交通貿易課	担当者	新森					
事務事業名	川内甌島航路運営事業費							
根拠法令	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（甌島航路運営費等補助）、甌島航路離島住民運賃割引補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成28年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他					
	4,250千円	4,250千円						
	千円	千円	千円					
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	利用者数（平成27年度実績から目標値を設定した）	80,000	平成33年度					
成果指標②								
補助対象者	甌島商船(株)							
補助対象経費	甌島航路運賃の地域公共交通確保維持改善事業に基づく割引単価							
補助対象事業・活動の内容	甌島航路においては、本土バス路線等に比べて運賃が割高となっており、甌島島民の交通費負担を軽減するため、国の「地域公共交通確保維持改善事業」に基づき、甌島航路確保維持改善協議会（国、県、市、運航事業者、住民代表で構成）により運賃の割引率を決定し、甌島島民限定で割引するもの。割引率：片道1.5割引 補助割合：国=1/2、県=1/4、市：国、県の補助を差引いた額							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算の範囲内							
上記項目の積算方法	甌島航路確保維持改善協議会（国、県、市、運航事業者、住民代表で構成）により割引率を決定し、国・県・市が定められた補助割合により負担する。							
補助を 受ける 3カ 年事 業の 決算 状況 等の	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	1,300,902	25.0%	2,750,225	25.0%	4,216,842	25.0%
		国・県補助金	3,902,708	75.0%	8,250,675	75.0%	12,650,523	75.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	5,203,610	100.0%	11,000,900	100.0%	16,867,365	100.0%	
	支出	事業費	5,203,610	100.0%	11,000,900	100.0%	16,867,365	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	5,203,610	100.0%	11,000,900	100.0%	16,867,365	100.0%	
	支出計/前年度支出計			211.4%		153.3%		
	自己資金/前年度自己資金							
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数	1		1		1			
成果指標の推移①	46582.0		59177.5		72409.0			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成25年度「見直しの上で継続（拡大）」意見特になし。 【前回評価への回答】復路2割引から片道1.5割引へ拡充 【その他】旧：甌島航路甌島発運賃割引補助金</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本事業により不特定多数の甌島島民の交通費負担が軽減されることから、公益性が認められる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	②に該当する。 甌島航路においては、本土バス路線等と比較して運賃が割高であり、市からの補助が必要であると認められる。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	割引分を補助することで、甌島島民の交通費負担軽減につながっていることから、市民ニーズに合致している。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	甌島島民の交通費負担軽減を目的で実施しており、行政以外のもので実施できるものは存在しない。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	本土バス路線等の運賃を下限に、甌島航路確保維持改善協議会(国、県、市、運航事業者、住民代表で構成)により割引率を決定しており、妥当性を欠くものではない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	甌島島民の交通費軽減を目的に実施しており、自助努力との関係はないと認められる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	本土と甌島とを結ぶ唯一の航路であり、公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	甌島島民の交通費負担軽減を目的に実施しており、割引率を運航事業者への補助金を交付することが適当な手段であると認められる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費は明確に規定されており、公費を当てることは妥当性を書くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪上記方向の理由≫ 本事業を実施しなければ、甌島島民の交通費負担軽減を図ることができないことから、現状のまま継続したい。	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 甌島航路確保維持改善協議会へ引き続き割引率を提案する予定である。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪まとめ≫

甌島航路離島住民運賃割引補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成22年薩摩川内市告示第138号）第2条の表に掲げる甌島航路離島住民運賃割引補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者の要件)

第2条 補助金の交付対象者は、地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国庫補助金交付要綱」という。）第27条第1項に規定する、甌島航路における海上運送法第3条の許可を受けた運航事業者（以下「運航事業者」という。）とする。

2 運航事業者は、住民基本台帳法第5条に基づく住民基本台帳の記録が、本市里町・上甌町・下甌町・鹿島町のいずれかにある者（以下「甌島市民」という。）について、甌島航路を乗船した場合、運賃割引を行い、甌島市民の経済的な負担軽減を図るものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金は、予算の定めるところにより、運航事業者に対して予算の範囲内において交付するものとし、補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
補助金の交付を受けようとする会計年度（以下「当該年度」という。）の前年10月1日から本年9月30日までの1年間において、国庫補助金交付要綱第30条第3項に規定する航路運賃と協議会で決定された運賃の差額に、離島住民の利用人員を乗じて得た額	補助対象経費から国庫補助金を差し引いた額

(補助金の交付申請)

第4条 規則第5条の市長が別に指定する日は、当該年度の11月30日までとし、市長が必要と認める書類として、国庫補助金交付要綱に基づく離島住民運賃割引実績報告書を添付することとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付決定は、運航事業者が第2条の要件を満たさない場合は、

これを行わない。

(実績報告)

第6条 規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業の必要性、効果等について、運航事業者が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(補助対象事業者の責務)

第7条 補助金の交付を受けた運航事業者は、本市の航路行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度においては、平成24年4月1日から平成24年9月30日までの6ヶ月間とする。
- 3 補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成26年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成27年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、交付の日から施行する。
- 2 運航事業者の平成25年10月1日から平成26年9月30日の事業年度分から適用する。